

(6)28年度補正予算にかかる執行上の留意点

① 入札及び3者見積もりの適正な実施等について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課
(公社)中央畜産会

入札や3者見積もりを適切に実施することにより、適正な価格で実施することが、生産者の負担を減じるためにも重要です。

このことについて、適正な価格での施設整備や機械導入が可能となるよう、引き続き、以下に留意の上、事業を活用するよう、管内の畜産クラスター協議会への指導方をお願いします。

- 1 各事業の実施要領等に基づいて、入札その他公正な競争が働く手法により、価格を決定するものとし、生産者自らが、可能な限り適正な価格となるよう努めること。

例えば、機械導入事業において、複数の同一の規格の機械を導入する場合にあっては、まとめて3者見積もりを行うことにより価格低減のためのスケールメリットを働かせるなどの取組に努めること。

- 2 機械導入事業における3者見積もりの実施にあたっては、可能な限り、同一の日付に見積もりを取ること。

- 3 機械導入事業において、畜産クラスター協議会の事務局が畜産農家の事務を代行するなどにより、事務手数料を徴収する場合にあっては、事務手数料の徴収について、協議会の規約に定め、その積算根拠を説明するなど、透明性の確保すること。

- 4 機械導入事業において、協議会に参画する販売会社（農協を含む）から見積もりを取る場合には、透明性を確保するため、協議会に関与していない複数の販売会社からも見積もりを取ること。

- 5 施設整備事業における特認単価の適用にあたっては、基準単価以内で実施している例もあることから、資材価格の動向、地域的な要因その他、真にやむを得ない場合にのみ適用するものとし、適用にあたっては、その必要性について説明資料を用意し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）と協議すること。

中山間地域優先枠において、条件不利性から、地方農政局長等との協議を不要とした上で、基準単価の1.3倍の特認単価まで認めることとしたが、この場合にあっては、可能な限りコストの低減に努めること。

- 6 施設整備の施工、機械の販売又は貸付を行う関係事業者は、本事業が畜産・酪農の体質強化、生産基盤の強化を図ることを目的として実施している事業であることを十分認識し事業参加すること。
- 7 施設整備や機械導入を行う生産者は、中心的な経営体として、整備した施設や機械を活用した取組を中長期にわたって行い、地域の取組に貢献することが求められることを踏まえ、必要なメンテナンスを受ける等、善良な維持管理に努めること。
- 8 施設整備の施工、機械の販売又は貸付を行う事業者は、生産者に対し、必要なメンテナンス等のアフターサービスを提供することとし、そのための体制整備に努めること。

(6) 28年度補正予算にかかる執行上の留意点

② 畜産環境問題への対応と地域住民理解の醸成について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

補助事業を円滑に実施するためには、畜産環境問題への適切な対応と地域住民理解の醸成が極めて重要です。

特に畜産クラスター事業を活用した施設整備にあたっては、規模拡大を伴うものとなることから、施設整備後の家畜排せつ物や排水処理を適切に行う必要があります。

また、その上で地域住民の理解を醸成しなければ、事業の実施が困難となる場合もあるだけでなく、事業実施後の経営の継続にも影響を与えかねない問題も発生する可能性があります。

このため、今般、総合評価基準のうち「事業計画に係る総合評価基準」を見直し、畜産環境問題への対応や地域住民理解の醸成が不十分な事業については、実質的に採択されないよう厳しい減算事項を設けました。

都道府県は、畜産クラスター事業に係る施設整備事業が、都道府県計画として申請、承認されることを十分に理解し、以下に留意の上、適切な指導を行うようお願いいたします。

(1) 畜産環境問題への対応

① 現状の把握

都道府県は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」第6条に基づく報告の徴収及び立入検査、その他の方法により、取組主体が適切な家畜排せつ物の処理を行っていることを確認すること。

② 施設整備計画等との関係

都道府県は、総合評価を行うためのヒアリング等において、事業計画に定められる家畜飼養頭羽数の増加等に対応できる家畜排せつ物等の処理方法が確保されているかについて、十分に確認を行うこと。

具体的には、ア) 家畜排せつ物処理施設の容量や処理方法が適切か、イ) 堆肥等の供給先が確保されているかについて、確認を行うこと。

③ 総合評価の実施

都道府県は、①～②の確認を行った上で総合評価を実施するものとし、①～②の確認を実施しなかった場合には、総合評価基準の減算事項に基づき、減算すること。

(2) 住民理解の醸成

① 住民説明の実施状況の把握

都道府県は、総合評価を行うためのヒアリング等において、住民説明の

実施状況を市町村、協議会、取組主体等から住民説明の実施状況を聴取すること。

その際、住民理解の醸成度合いに応じて、複数回数説明会を開催するなど、丁寧かつ適切な対応となっているか確認すること。

② 住民合意の可能性

都道府県は、①の確認を行い、住民合意が得られているか、得られることが確実と見込まれない場合には、総合評価基準の減算事項に基づき、減算すること。

(6) 28年度補正予算にかかる執行上の留意点

③ 畜産クラスター事業の実施体制のあり方について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

畜産クラスター事業が、平成26年度補正予算から本格的に開始され、1年半ほどが経過し、事業の趣旨等の浸透が図られるとともに、事業に参加する体制が定着しつつある状況にあると考えられます。

畜産クラスター事業の実施体制については、その趣旨の徹底を図るとともに、事業効果を発揮する観点から、機械導入事業における事業実施主体の見直し等を始め、所要の見直しを講じてきているところです。

今後も、畜産農家を始めとする課題を共有する関係者が連携し、地域が一体となって収益向上を目指す畜産クラスターの取組を通じて、畜産・酪農の体質強化を進めていくために、平成28年度補正予算に伴う事業実施要綱・要領等の改正において、別紙のとおり所要の見直しを行ったことから、その趣旨を理解の上、取組のいっそうの推進をお願いします。

(6) ③ (別紙)

《改正点》事業実施要綱第3「事業の実施方針」

1 見直しの趣旨

畜産クラスターは、畜産農家を始めとする課題を共有する関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益向上を図るものです。

そもそも畜産・酪農においては、地域により畜種や規模などに多様性があることや系統組織のみならず、飼料の供給をベースとしたいわゆる商系の生産者も多いことなどを背景に、その取組の多様性を確保するため、協議会の構成員には、地方公共団体や農協等の特定の団体の参画を要件としておらず、制度上、協議会の構成員の所属により、取扱いに特段の差異は設けていません。

実際には、地方公共団体や農協等が参画していない畜産クラスター協議会も数多く立ち上がっているところですが、一方で、地域によっては、農協等を中心とした既存の推進体制を基に協議会がいち早く立ち上がり、その体制を中心に事業の推進がなされている状況もあり、新たな協議会の立ち上げや協議会内の構成員の取扱いについて、なおいっそう、前述の趣旨の徹底が必要であるとの声もあります。

また、畜産クラスター事業の活用にあたっては、協議会内の優先順位は、所属する団体その他によって決められるのではなく、協議会が抱える課題、事業効果、果たすべき役割等に基づいて決定されるべきものです。

上記の趣旨を踏まえ、今般の要綱・要領の改正において、以下の改正を行うこととします。

なお、新たな協議会を立ち上げる際や円滑な協議会の運営のためには、補助事業の適切な遂行のための知見や事務能力等を備えることが重要であることから、平成28年度より畜産クラスターコーディネーター養成研修を開催しているところであり、積極的な参加を指導願います。

2 改正内容

第3 事業の実施方針

本事業においては、地域の畜産関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図る畜産クラスターの仕組みを活用し、畜産クラスター計画の実現を通じて、攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）に資する取組を支援することを旨とする。

また、畜産クラスター協議会の設立や運営の主体は、特定の団体や事業者に限らず、協議会内の連携においては、所属する団体その他の理由により、特定の者に対して不当に差別的な取扱をしてはならない。

このため、畜産クラスター協議会に対する支援は、畜産クラスター計画の実現のために協議会が抱える課題や行動計画の内容、収益向上の効果等を踏まえた優先順位に基づいて行うものとする。

④ 機械導入事業における協議会内の優先順位の決定について

畜産クラスター事業は、畜産クラスター計画に基づく取組を行う者に対して、収益性の向上等に必要な機械装置のリース導入を支援するものです。

また、協議会内の優先順位の決定にあたっては、実施要領別紙2別添「機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針」(別添)及び都道府県からあらかじめ示されるこれに相当する方針を踏まえることとされています。

このことを踏まえて、機械導入事業の取組主体に対して、より一層、畜産クラスター事業の趣旨を徹底し、事業効果の発現に資するよう、要望調査のとりまとめにあたって以下に留意するよう各協議会にご指導をお願いします。

(1) 機械導入要望と畜産クラスター計画との関係

機械の借受希望者である中心的な経営体の取組と効果が、畜産クラスター計画に位置づけられている必要があります。協議会においては、機械の借受希望者を含む構成員に対して、畜産クラスター計画の取組内容や成果目標等を十分に共有・協議し、当事業は畜産クラスター計画の実現に必要な取組に対する支援であることを改めて徹底してください。

(2) 政策課題ごとの優先順位の決定

協議会は、取り組む政策課題に優先順位を付し、政策課題ごとに導入を希望する機械の優先順位を付すこととされています。

なお、このとき、必ずしも全ての機械に対して対応する政策課題のみによって優先順位をつける必要はなく、事業の効率的な実施という観点から、中心的な経営体の評価や波及効果の評価によって若干の入れ替えを行うことは可能です。

(3) 優先順位の決定にあたっての留意点

優先順位の決定にあたって、過去の実績や所属する団体その他の理由により公平性を欠くことがないよう、改めて徹底してください。

(6) ④別添

機械導入事業の優先順位の決定に係る基本方針

畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領別紙2の第5の1の(2)の畜産クラスター協議会が行う取組主体等の優先順位の決定及び都道府県が示す方針並びに同要領別紙2の第5の1の(3)の都道府県が行う意見の表明は、次により行うものとする。

<p>1 畜産クラスター計画（行動計画）との関係</p>
<p>① 都道府県は、畜産クラスター計画に、機械の借受希望者である中心的な経営体の取組及び効果が示されていることを確認する。</p> <p>② 都道府県は、④のi)～vii)のテーマについて、地域の実態に応じて優先順位を付して提示することができる。</p> <p>③ 協議会は、取り組む政策課題に優先順位を付し、政策課題ごとに導入を希望する機械の優先順位を付すものとする。</p> <p>④ 政策課題は、酪農及び肉用牛の近代化を図るための基本方針等に示した次のものとする。</p> <p>i) 新規就農の確保、ii) 担い手の育成、iii) 労働負担の軽減、iv) 飼養規模の拡大・飼養管理の改善、v) 自給飼料の拡大、vi) 畜産環境問題への対応、vii) その他都道府県知事が定める課題</p>
<p>2 複数の中心的な経営体と同じテーマの取組を行う場合の優先順位</p>
<p>畜産クラスター協議会が実現しようとする目的に応じて、テーマごとに次のいずれかの視点を選択し、その取組の実現可能性を考慮した上で、優先順位を決定するものとする。</p> <p>なお、次の視点によっても優先順位の決定が困難な場合には、「施設整備の事業計画に係る総合評価基準」を参照し、優先順位を決定するものとする。</p> <p>① 機械導入を行う中心的な経営体の評価 (取組の継続性の視点)</p> <p>将来的に地域において経営の継続が期待され、地域として育成すべき中心的な経営体の取組について優先する。</p> <p>例) 後継者を有する経営、法人化している経営を優先</p> <p>② 機械導入による波及効果の評価 (受益の範囲の視点)</p> <p>中心的な経営体の取組による受益の範囲が大きい取組を優先する。</p> <p>例) ・飼料収穫機を導入する取組の場合、コントラクターや他農家の飼料生産作業を受託する中心的な経営体の取組を優先</p> <p>・ほ乳ロボットの導入の場合、哺育施設を共同で効率的に利用するため、複数の繁殖経営が利用するほ乳ロボットの導入を優先 等</p>

(取組の先進性・技術の普及の視点)

地域的な取組を前提として、中心的な経営体の取組の先進性及びその地域への普及の期待度の高い取組を優先する。

例) ・地域で初めて導入する、又は導入実績の少ない機械であり、その普及を図るための地域によるサポート体制を有する取組を優先

・機械導入による効果を確認するために、研究機関や農協等への飼養管理データの提供等を行う取組を優先 等

③ 都道府県独自の課題の視点

都道府県は、地域の課題を踏まえ優先すべき視点を示すことができる。

3 効果的な支援の実施（留意点）

中心的な経営体の取組が十分に機能することが、畜産クラスター計画の実現にとって重要であるため、優先順位の決定にあたり、次に留意すること。

- ① 施設整備を行う取組（補助事業の活用の有無を問わない）との整合性
- ② 複数機械導入の効果（複数機械をまとめて導入した方が効果的である場合は一体的に扱う）
- ③ 画一的な上限配分額の設定や過去の実績による調整を排除
- ④ 所属する団体その他の理由により公平性を欠くことがないように留意

⑤ 機械導入事業における要望調査、割当対象者の決定について

機械導入事業における要望調査及び割当対象者の決定に関する留意点について連絡します。

1 要望調査について

(1) 複数の機械装置を一体的に導入する場合

- ① 一体的に導入する機械装置であっても、「一式」等とせず、導入する機械の詳細がわかるように記載してください。

なお、配分予定額は事業参加要望書に記載された要望額をもとに決定しますが、事業参加申請時に機械装置の詳細を確認した結果等により、一部又は全部が事業の対象とならない場合があります。

- ② 一体的に導入する機械装置については、優先順位は連番としてください。

(2) 施設整備と一体的に導入する機械装置

本事業で施設整備を行い、附帯設備にあたる機械装置を機械導入事業で要望する場合、

- ① 施設整備事業において附帯設備として要望した機械装置を機械導入事業でも重複して要望することはできません。

- ② 機械導入事業では、対象となる機械が定められており、施設の一部と見なされる機械装置については対象外となる場合があります。

なお、施設整備と同時に使用開始する機械装置については、原則として施設整備が完了する年度に要望してください。

2 割当対象者の決定について

- (1) 協議会は、通知した配分予定額の範囲内で、事業参加要望書に記載した優先順位に基づいて借受者候補となる生産者と機械装置を決定してください。

- (2) 事業参加要望書に記載した優先順位の変更は原則としてできません。

ただし、やむを得ない事由により事業を実施できない生産者がいる場合は、次に順位が高いものから繰り上げて採択候補としてください。この場合は、事業参加申請書を提出する際に県窓口団体に報告してください。

- (3) 三者見積の結果、実際の調達価格が事業参加要望書に記載された金額より安価となり残額が生じた場合、配分予定額の範囲内で次に順位の高い機械装置を導入可能であれば、その機械装置を採択候補としてよいものとしします。
- (4) ただし、(2) 及び (3) の場合であっても、繰り上げる機械装置について補助率(1/2)の引き下げは行わないでください。

機械導入事業における補助対象機械について 【飼料保管庫について（補足説明）】

要領上での整理

- ・ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領（以下、「要領」）別紙 2 の別表 1 「貸付対象機械装置」の機械装置の区分「飼料保管装置」として「飼料タンク、コンテナ倉庫又は延床面積 200 m²以下の倉庫（実施設計費及び基礎工事費は対象外とする）」と記載

Q&A での整理

- ・ また、畜産クラスター関連事業 Q&A（【各畜産会担当者限り】平成 28 年 3 月 17 日【修正】版）（以下、「Q&A」） 機械導入事業（リース事業）問 15 においては、以下のとおり整理

問15 飼料保管装置として、飼料タンク、コンテナ倉庫及び延床面積 200 m²以下の倉庫等が対象とされ、実施設計及び基礎工事費が対象外とされていますが、この他に要件等がありますか。

飼料保管装置にこの他の要件は設けていませんが、倉庫等の設置については、建築確認申請や農地転用手続きを農業委員会へ申請することが必要となる場合がありますのでご留意願います。

考え方および対応

- ・ この貸付対象となる飼料保管装置のうち「延床面積 200 m²以下の倉庫」については、本事業がリース事業であることを鑑みて、既製品（型番のあるもの）を対象とします。
- ・ 事業参加申請の際には、ほかの機械装置と同様、3 者以上の見積書と共に、原本証明されたカタログを添付してください。
- ・ なお、以下の経費は補助の対象外となりますので、見積書は、対象外経費が明確に区分されたものを用意いただくようお願いいたします。

飼料保管装置の設置に伴う「実施設計及び基礎工事費」（要領別紙 2 の別表 1 を参照）

飼料保管装置の運送費及び設置に必要な工事費等（Q&A の 機械導入事業（リース事業）の問 65 を参照）

機械導入事業における補助対象機械について
【鶏卵関係機械装置の貸付対象範囲について（補足説明）】

1 . 要領上での整理は以下のとおり。

- ・ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領別紙 2 の別表 1（貸付対象機械装置）において、集卵装置、汚卵洗淨装置、検卵機械装置、選卵機械装置の 4 つが対象となっている
- ・ いずれも機械装置の区分は「畜産物管理・加工装置」

2 . それぞれの機械装置対象の範囲

項 目	本事業における定義	対象とする機械装置の例
集卵装置	鶏舎内での集卵作業に該当する機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集卵ベルト ・ 集卵エレベーター
汚卵洗淨装置	「卵選別包装施設の衛生管理要領（平成 10 年 11 月 25 日生衛発第 1674 号厚生省生活衛生局長通知）の 3「洗卵」および 4「乾燥」の範囲の作業が行える機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚卵洗淨機 ・ 汚卵洗淨・検卵・選卵工程が一連のシステムに組み込まれた機械装置の場合は、洗淨工程および乾燥工程の部分のみ
検卵機械装置	「卵選別包装施設の衛生管理要領（平成 10 年 11 月 25 日生衛発第 1674 号厚生省生活衛生局長通知）の 5「検卵」の（ 4 ）に掲げられた選別の区分に該当する範囲の機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 血卵検査装置 ・ ひび卵検査装置 ・ 汚卵検知
選卵機械装置	サイズおよび規格外品等の選別が可能な機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選卵機 ・ 選卵包装機（包装工程までが一体で見積において不可分な場合のみ）

3 . 本事業において、汚卵洗淨、検卵および選別包装等の処理を一体で行う機械装置を導入する場合、補助対象とするのは、あくまで上表の「対象とする機械装置の例」の範囲とし、それ以外は対象外とします。

このため、見積書には機械装置ごとの内訳を記載し、補助対象・補助対象外の機械装置の見積金額を明確にしてください。工事費や送料など対象外経費についても、見積書の中でその金額内訳を明らかにし、含まれない場合もその旨を明記してください。

また、見積書には、補助対象機械装置部分を明示したライン（行程）図を添付するようお願いいたします。

⑦ 機械導入事業における年度を超える取組への対応について

平成27年度補正予算にかかる機械導入事業については、第1回目及び第2回目の割当を終了し、現在、事業参加申請の受付等を行っているところです。

本事業は、TPP対策として、事業効果を速やかに発揮することが求められており、引き続き、早急な事業実施にご協力をお願いします。

一方で、割当対象となった機械装置の中には、効率的な事業実施等のためには、機械装置の導入を次年度以降に繰り越すことが適当と考えられるものもあります。

このため、第1回目及び第2回目の割当において割当対象となった機械装置の事業参加申請書の提出期限等については、以下のとおりとします。

なお、期限までに提出のない機械装置については事業参加しないものとみなしますのでご留意ください。

(1) 事業参加申請書の提出期限

第1回目及び第2回目の割当において割当対象となった機械装置については、引き続き速やかに事業参加申請を行ってください。

都道府県窓口団体への提出期限は、原則として平成28年12月1日までとします。

(2) 機械導入及び実績報告書の提出期限

機械導入については、事業参加申請の承認後速やかに機械装置の発注等を実施し、平成29年3月31日までに都道府県窓口団体に実績報告書を提出してください。

(3) 機械導入を次年度以降に繰り越すことが適当と考えられる場合

次のような場合には、機械導入を次年度以降に繰り越すことができるものとします。この場合は、(1)の事業参加申請を行うとともに、別途指示する様式を、平成29年1月30日までに、都道府県窓口団体を経由して中央畜産会に提出してください。

① 施設整備と一体的に導入する機械装置であって、施設整備が越年繰越施工となるなど、機械装置の導入も次年度以降とすることが適当な場合

② 事業参加承認後に正式な発注を行ったが、年度内の納期の見込みが立たなくなった場合

なお、理由が適当と認められない場合は、次年度以降への繰り越しが認められない場合があります。